

第14回川崎国際環境技術展運営業務委託一般公募型企画提案方式実施要領

1 件名

第14回川崎国際環境技術展運営業務委託

2 事業主催者

川崎国際環境技術展実行委員会（事務局：川崎市経済労働局国際経済推進室）

3 目的

本市では、市内企業等の脱炭素社会の実現に資する環境への取組や優れた環境技術等についての国内外への情報発信や、ビジネスマッチングにつなげる場の提供を通し、海外へ本市の環境技術を移転することによる国際貢献及び市内環境産業の振興につなげることを主な目的として第14回川崎国際環境技術展（以下「技術展」という。）を開催します。

本業務では、新型コロナウイルス感染症拡大により、移動等が制限される状況下においても、ビジネス層のほか市民や学生など、幅広い層の来場者にとって、本市の優れた環境技術や環境改善の取組などに触れられる絶好の機会となり、かつ、効果的なビジネスマッチングの機会を提供できるように、技術展のプラットフォームをオンラインとし、さらにその上で、オンラインからリアルへのステップアップの場として対面式の商談会等のリアルなマッチング施策も実施します。

ついでには、技術展の企画及び運営に当たり、より効果的な内容とするため、オンライン展示会やオンライン展示会と連携した対面式の商談会等の運営に関する知見・ノウハウを持つ民間企業等から公募を行い、企画提案評価委員会を設置し、企画提案（プロポーザル）方式により委託業者を決定します。

4 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日（木）まで

5 履行場所

川崎市役所経済労働局国際経済推進室（川崎市川崎区駅前本町11-2 10階）ほか

6 業務内容

別紙仕様書のとおり

7 募集期間

令和3年3月22日（月）～4月19日（月）午後3時まで

8 事業提案金額

3,800万円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記金額を超えた場合は失格とします。

9 プロポーザル参加資格

- (1)川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2)川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3)川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者
- (4)神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者

10 参加意向申出書の提出

プロポーザルに参加を希望する事業者は、プロポーザル参加意向申出書（第1号様式）と誓約書（第2号様式）を書類提出先に持参または郵送にて提出してください。

- (1)提出期限：令和3年3月30日（火）午後3時まで

11 参加資格確認結果通知書の交付

プロポーザル参加意向申出書を提出した事業者には、次により当該業務委託の提案資格の有無について、参加資格確認結果通知書を交付します。

- (1)交付日：令和3年3月31日（水）までに交付
- (2)交付方法：電子メール

プロポーザル参加意向申出書に記載されたメールアドレス宛に送付します。

12 質問等

仕様書及び本要領についての質問は、以下の期間内に受付・回答します。質問書（第3号様式）により、問い合わせ先にE-mailで送付してください。

なお、質問がない場合でも、質問書に「質問なし」と記載の上、送付してください。

- (1)受付期間：令和3年3月22日（月）から4月1日（木）午後3時まで
- (2)回答方法：参加資格確認結果通知書交付者全員に回答します。

なお、いずれの参加者からも質問がない場合は回答いたしません。

- (3)回答日：令和3年4月5日（月）までに回答します。

13 辞退の受付

参加資格確認結果通知書の交付後に本件への企画提案を辞退される場合は、事務局に事前にご連絡の上、辞退届（第4号様式）により令和3年4月19日（月）午後3時までに書類提出先へ持参または郵送ください。

14 企画提案書類一式の提出

(1)応募書類

応募先まで、以下の書類を各14部提出してください。

ア 企画提案書

(ア)企画提案書の仕様

- a サイズ A4判（様式は任意）
- b 内容 20枚（片面印刷、表紙・目次を含まない。）を上限とします。（厳守）

(イ)企画提案内容

仕様書に基づき、次の事項について、イメージ図、イラスト等を用いて具体的に提案してください。

- a 当該事業に対する企画提案者の考え方、取組の基本姿勢及び基本方針
- b 効果的にビジネスマッチングを創出することができるオンライン展示会サイトの企画
- c オンライン展示会サイトと連携した対面式の商談会等の企画
- d 市内企業関係者、海外企業関係者、他都市企業関係者、市民などの来場者増加が見込める広報の企画
- e 出展者及び協賛者の増加につながる広報の企画
- f その他、技術展を効果的に実施するためのアイデア・手法
- g 業務全般の実施体制（人員体制、配置、役割、人数、管理・指揮命令等）
- h セキュリティ対策や通信環境確保についての考え方

イ 経費見積書

本業務委託に必要な経費を項目ごとに示し、併せて経費内訳（積算根拠）を記載してください。なお、一括値引き等の記載は不可とします。

ウ 実績書

本事業と類似性・関連性のある企画・運営を行った実績を記載してください。

(2)応募書類の注意事項

- ア 提出後の提案書等の修正又は変更は一切認めません。
- イ 応募書類の作成及び応募に伴う費用は、応募者の負担とさせていただきます。
- ウ 応募書類は返還しませんので、あらかじめ写しをとる等の措置をしてください。
- エ 応募書類作成に当たって第三者の著作権等に抵触するおそれがあるものは、応募者の責任において適正な処理をしてください。
- オ 令和3年・4年度川崎市業務委託有資格名簿に登載がない場合

応募書類を事務局にて確認後、補足資料（会社概要、定款、決算書）・説明を求める場合があります。

(3)提出期限

令和3年4月19日（月）午後3時必着

(4)提出方法

応募先まで持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限ります。）

15 評価委員会の実施

企画提案について、第14回川崎国際環境技術展運営業務委託に係る企画提案評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、以下のとおりプレゼンテーションを行ってください。

(1)実施日

令和3年4月22日（木）

各社の開始時刻は申込み順とし、決定し次第御連絡します。

(2)会場

神奈川県川崎市幸区堀川町66-20 川崎市産業振興会館 第4会議室

※感染症等の状況に応じ、プレゼンテーション審査をWEB会議サービスによりオンラインでの実施又は企画提案書による書類審査等とする場合があります。実施方法や時刻等、詳細事項については各事業者へ別途御連絡いたします。

(3)出席者

各社3名以内とします。

(4)説明時間

30分（説明20分、質疑応答10分）

(5)注意事項

ア 評価委員会についての詳細（集合場所、会場、時間割等）は、別途御連絡します。

イ 説明は、時間内で行ってください。説明時間を超過した場合は、途中であっても打ち切らせていただきます。

ウ 当日は事務局で用意したプロジェクター、モニターを使用することができます。

ただし、端末（パソコン等）は各自でご持参ください。また入出力端子は【ミニD-Sub15pin】又は【HDMI】が使用できるものに限定します。

エ 評価委員会当日に新たな資料等を追加配布することはできません。

(6)受託者の特定方法

応募書類及びプレゼンテーションに基づき、評価委員会の審査により、最も高得点を得た参加者を受託者として選定します。

16 評価方法等

(1)評価方法

ア 評価委員会が、以下の評価基準に従い、提出された企画提案書、経費見積書、実績書及びプレゼンテーションを基に評価し、最高得点を得た参加者を選定します。

イ 評価基準の合計点は委員1人当たりの持ち点100点×出席委員数を最高得点とします。

ウ 合計得点が同点の場合は、評価委員の協議により評価委員長が順位を付します。

(2)評価の項目・評価の視点

評価項目	評価の視点
1 本業務に対する考え方	・業務目的を的確に把握しているか。 ・業務を推進する基本方針が具体的かつ適切に示されているか。
2 独創性	・事業目的を達成するための創意工夫や独特な手法が講じられているか。 ・幅広い視点からの提案内容であるか。
3 実現性	・限られた期間内に、確実な準備が整い、実現が可能な企画となっているか。 ・実施スケジュールは妥当なものか。
4 有効性	・限られた開催期間内において、より効果的で、有効性の高い企画となっているか。
5 運営体制	・業務を遂行するために、十分なスタッフが用意されているか。 ・担当スタッフの専門分野が本事業に適切であるか。
6 オンライン展示会に必要な環境の整備	・オンラインでの展示や講演及び商談が滞りなく実施できる通信環境、セキュリティ対策等を十分に考慮した提案となっているか。
7 経費の妥当性	・提案された経費見積書の内訳等について、価格は妥当なものとなっているか。
8 業務実績	・本事業と類似性、関連性の高い業務実績を有しているか。

(3)企画提案内容の評価点について

ア 企画提案された内容の評価点は、評価委員が採点した各審査項目の評価点の合計点とします。

イ 各評価項目の評価点は、2点から10点までの5段階評価とします。また、評価の配点は以下のとおりとします。

- 10点・・・非常に優れている
- 8点・・・優れている
- 6点・・・普通
- 4点・・・劣っている
- 2点・・・非常に劣っている

ウ なお、項目加重として、審査項目のうち「2 独創性」及び「3 実現性」については、上記イに基づく点数を2倍したものを評価点とします。

エ 最高得点の6割を基準点とし、基準点を超えた業者について適正と判断します。

(例) 評価委員会に出席する評価委員が7名の場合、合計の最高得点は700点です。すので700点の6割の420点が基準点となります。

17 結果通知

応募者に対し、選定の結果について、令和3年4月23日（金）までにE-mailにより通知します。

18 選定された企画提案者の責務

- (1)選定された企画提案者は、本実行委員会との間で委託契約を締結するものとします。
- (2)委託契約の締結に際して、本実行委員会は受託者と協議の上、採用された応募書類企画提案の内容を変更できるものとします。

19 その他

- (1)企画提案において、使用する言語は日本語、通貨は日本円とします。
- (2)企画提案に際し知り得た秘密を第三者に口外しないこと。

20 スケジュール（予定）

項目	時期
募集の公表	令和3年 3月22日（月）
参加意向申出書の提出	令和3年 3月30日（火）午後3時まで
参加資格確認結果通知書の交付	令和3年 3月31日（水）まで
質問の受付期間	令和3年 3月22日（月）から 4月 1日（木）午後3時まで
質問の回答日	令和3年 4月 5日（月）まで
企画提案書等提出期限	令和3年 4月19日（月）午後3時まで
審査（書類・プレゼンテーション 審査）	令和3年 4月22日（木）
選定・特定結果の通知	令和3年 4月23日（金）

21 各種書類提出先・問い合わせ先

川崎国際環境技術展実行委員会事務局（川崎市経済労働局国際経済推進室）

爲房、栗野

川崎市川崎区駅前本町1-1-2 川崎フロンティアビル10階

E-mail:28ecotech@city.kawasaki.jp 電話:044-200-2867 FAX:044-200-3920

第1号様式

プロポーザル参加意向申出書

令和 年 月 日

川崎市国際環境技術展実行委員会委員長あて

商号及び名称

代表者職氏名

印

所在地

令和3年3月22日付で公表された次の件について、公募型企画提案への参加を申し込みます。

- 1 件 名 第14回川崎国際環境技術展運営業務委託
- 2 履行場所 川崎市役所経済労働局国際経済推進室（川崎市川崎区駅前本町11-210階）ほか

担当者所属：

担当者名：

E-mail：

電話番号：

誓 約 書

私（当法人及び当法人役員等）は、川崎市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等、同条例7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと及び神奈川県暴力団排除条例第23条に規定する利益供与等を行っていないこと並びに下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たりその相手方が川崎市暴力団排除条例第2条に規定するいずれかに該当することを知りながら当該者と契約を締結していないことを誓約します。

また、上記の者でないことを確認するため、川崎市が本様式に記載されたすべての者の個人情報を神奈川県警察本部に照会すること、照会で確認された情報を私が川崎市と行う他の契約等における身分確認に利用されることに同意します。

令和 年 月 日

（あて先）川崎市長

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

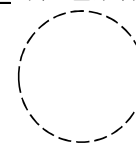
住 所 _____

商号又は名称 _____

（印鑑登録印）

（フリガナ）

代表者職氏名 _____



役職名	氏 名				生年月日				性別	住 所
	フリガナ	漢字			元号	年	月	日		
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
特記事項等										

備考1 役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。役員に該当するかどうかは申請者において判断してください。

備考2 元号はT（大正）、S（昭和）、H（平成）で、年は和暦で記入してください。

備考3 役員数が多く本様式1枚で足りない場合は、複数枚提出してください。その場合、右上の「ページ」に（全3枚中1枚目）等、全部で何枚提出しているかが明確となるよう記載の上、全ての様式に住所、商号又は名称、代表者職氏名を記載して押印してください。

第3号様式

質 問 書

件名	第14回川崎国際環境技術展運営業務委託
あて先	川崎市経済労働局国際経済推進室（川崎国際環境技術展実行委員会事務局） 爲房、栗野 E-mail 28ecotech@city.kawasaki.jp
受付期間	令和3年3月22日（木）から4月1日（木）午後3時まで ※E-mailでのみ受け付けます。
質問内容	
質問者 （必ずご記入ください。）	会社名 : 担当者所属氏名 : 電話番号 : FAX番号 :

※ 質問がない場合も、質問内容欄に「質問なし」と記載し、「あて先」へ送付してください。

第4号様式

令和 年 月 日

川崎国際環境技術展実行委員会委員長あて

商号又は名称

代表者職氏名

住 所

印

辞 退 届

第14回川崎国際環境技術展運営業務委託について、次の理由により企画提案を辞退します。

辞退理由：

担当者所属：

担当者名：

E-mail：

電話番号：

○川崎市契約規則

昭和39年4月1日規則第28号

(一般競争入札参加者の制限)

第2条 一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という）第167条の4第2項各号の規定に該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

2 前項の規定は、落札し、契約の締結をしない者にも適用があるものとする。

地方自治法施行令

発令 昭 和 22 年 5 月 3 日号外政令第 16 号

最終改正：令和 2 年 12 月 9 日号外政令第 346 号

改正内容：令和 2 年 12 月 9 日号外政令第 346 号[令和 2 年 12 月 9 日]

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

発令 　　：平成3年5月15日号外法律第77号

最終改正：令和2年6月12日号外法律第50号

改正内容：令和2年6月12日号外法律第50号[令和2年6月12日]

(国及び地方公共団体の責務)

第三十二条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

一 指定暴力団員

二 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

三 法人その他の団体であつて、指定暴力団員がその役員となっているもの

四 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）

2 国及び地方公共団体は、前項に規定する措置を講ずるほか、その事務又は事業に関する暴力団員による不当な行為の防止及びこれにより当該事務又は事業に生じた不当な影響の排除に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、事業者、国民又はこれらの者が組織する民間の団体（次項において「事業者等」という。）が自発的に行う暴力排除活動（暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより事業活動又は市民生活に生じた不当な影響を排除するための活動をいう。同項において同じ。）の促進を図るため、情報の提供、助言、指導その他必要な措置を講ずるものとする。

4 国及び地方公共団体は、事業者等が安心して暴力排除活動の実施に取り組むことができるよう、その安全の確保に配慮しなければならない。

川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市の入札に参加する資格を有する者（以下「有資格業者」という。）に対する指名を適切にし、厳正かつ円滑な契約事務の執行を期するため、有資格業者が工事等の事故、贈賄及び不正行為等を起こした場合の指名停止等の措置について、必要な事項を定めるものとする。また、この要綱でいう指名停止とは、一定期間指名競争入札に係る入札参加資格者に対して指名を行わないことをいう。

(指名停止)

第2条 有資格業者が、別表各号に掲げる措置要件の1に該当するときは、別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。ただし、著しく社会的影響のある事件等の場合には、その発生場所等に関わらず、全国的な対応とすることができる。

2 指名停止を行ったときは、工事等の指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。

3 当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すことができる。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 第2条第1項の規定により、指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の2分の1に相当する期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 第2条第1項の規定により、共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間と同一期間を当該共同企業体の代表者に対する指名停止の期間とし、その代表者に対する指名停止の期間の2分の1に相当する期間をその他の構成員に対する指名停止の期間として定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 第2条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体については、当該指名停止の期間の範囲内で指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が、1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

(1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に係る指名停止の期間満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は

第4号から第7号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

- 3 有資格業者が、当該事案について情状酌量すべき特別の理由があるため、別表各号及び前2項の規定による停止期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該期間の2分の1に相当する期間まで短縮することができる。
- 4 有資格業者が、当該事案について極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍の期間まで延長することができる。ただし、その期間は3か年を超えることができない。
- 5 指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について、責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

（指名停止等の通知）

第5条 第2条第1項若しくは、第3条各項の規定により指名停止を行い、第4条第5項により指名停止の期間を変更し、又は同第6項の規定により指名停止を解除し若しくは第2条第3項により指名を取り消すときは、当該有資格業者に対し遅滞なくそれぞれ様式第1、様式第2、様式第3、又は様式第4により通知するものとする。

- 2 前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が本市の発注した契約に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第6条 指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

（下請等の禁止）

第7条 指名停止の期間中の有資格業者が、本市の契約に係る下請けをし、若しくは受託をすることを承認しないものとする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てをしたことによる指名停止中の場合は、この限りでない。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第8条 有資格業者が、第2条第1項の規定による指名停止に至らない場合に必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（決定及び通知）

第9条 指名停止の措置は契約担当局長が決定し、その結果については、第1指名委員会へ報告するとともに、様式第5、様式第6又は様式第7により関係局長へ通知する。

（報告義務）

第10条 有資格業者は、別表各号に掲げる措置要件の1に該当する事由が発生したときは、速やかに文書により報告しなければならない。

- 2 前項の報告は、措置要件に該当する事由の発生から概ね1か月以内に行うべきものと

する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、指名停止の事務に関し必要な事項は、契約担当局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和63年9月1日から適用する。
- 2 川崎市競争入札参加資格者指名停止要綱及び運用指針(昭和47年7月1日施行)は、廃止する。ただし、指名停止措置要件に該当する事由が昭和63年8月31日以前に生じたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成2年1月1日から適用する。ただし、指名停止措置要件に該当する事由が平成元年12月31日以前に生じたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年6月7日から適用する。ただし、指名停止措置要件に該当する事由が平成5年6月6日以前に生じたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年1月17日から適用する。ただし、指名停止措置要件に該当する事由が平成6年1月16日以前に生じたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年4月1日から適用する。
- 2 第4条第2項各号に該当したとき、対象となる指名停止措置が平成7年3月31日以前に生じたものについては、別表各号の対応する措置要件に該当したものとして措置する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年10月1日から適用する。ただし、指名停止措置要件に該当する事由が平成14年9月30日以前に生じたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。ただし、指名停止措置要件に該当する事由が平成16年3月31日以前に生じたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。ただし、指名停止措置要件に該当する事由が平成21年3月31日以前に生じたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。ただし、指名停止措置要件に該当する事由が平成21年12月31日以前に生じたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。ただし、指名停止措置要件に該当する事由が平成23年3月31日以前に生じたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成23年8月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

別表第1

	措置要件	期間	
虚偽記載	1 本市発注の工事の請負、製造の請負、物品の供給及び修理等の契約（以下「本市契約」という。）に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上6か月以内	
過失による粗雑工事等	2 本市契約の履行に当たり、過失により工事を粗雑にし、又は粗雑品等を納入したと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。 3 本市発注工事以外の工事（以下「一般工事」という。）の施工に当たり、神奈川県内において、過失により工事を粗雑にしたときで、かしが重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上6か月以内 当該認定をした日から1か月以上3か月以内	
	4 本市契約の履行に当たり、故意により工事を粗雑にし、又は粗雑品等を納入したと認められるとき。 5 一般工事の施工に当たり、神奈川県内において、故意により工事を粗雑にしたとき。	当該認定をした日から12か月以上36か月以内 当該認定をした日から6か月以上12か月以内	
故意による粗雑工事等	6 本市契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4か月以内	
特定工事請負契約及び特定業務委託契約違反	7 特定工事請負契約及び特定業務委託契約について、契約条例の趣旨及びこれに係る契約条項に違反したとき。	当該認定をした日から2か月以上9か月以内	
契約不履行等	8 正当な理由がなくて本市契約を履行しないとき、又は落札したにもかかわらず契約を締結しないとき。	当該認定をした日から12か月以上36か月以内	
安全管理の措置が不適切による事故	公衆損害	9 本市契約の履行に当たり、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上6か月以内
		10 一般工事の施工に当たり、神奈川県内において、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上3か月以内
	工事関係者等	11 本市契約の履行に当たり、関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4か月以内
		12 一般工事の施工に当たり、神奈川県内において、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2か月以内

別表第2

	措置要件	期間	
贈 賄	1 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が本市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。) (2) 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で(1)に掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。) (3) 有資格業者の使用人で(2)に掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)	当該事実を知った日から 12か月以上 36か月以内	
	2 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が神奈川県内及び東京都内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人	当該事実を知った日から 6か月以上 12か月以内 4か月以上9か月以内 4か月以上6か月以内	
	3 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が前号に掲げる区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人	当該事実を知った日から 3か月以上9か月以内 2か月以上6か月以内 2か月以上3か月以内	
	独占禁止法違反行為	4 本市業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 12か月以上 36か月以内
		5 前号以外で、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 6か月以上 36か月以内

談合及び競売入札妨害	6 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が本市業務に関し談合及び競売入札妨害（刑法〔明治40年法律第45号〕第96条の6各項に該当するものをいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 12か月以上 36か月以内
	7 前号に掲げる者が本市業務以外の業務に関し談合及び競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 6か月以上 36か月以内
建設業法違反行為	8 本市の発注する工事に関し、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 3か月以上9か月以内
	9 前号以外の工事で神奈川県内及び東京都内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2か月以上6か月以内
不正又は不誠実な行為等	10 本市業務に関し、落札者の契約締結又は契約者の契約履行を妨げる行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 6か月以上36か月以内
	11 川崎市電子入札運用基準 4-5 又は 5-2 に規定する指名停止措置に該当する行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上1か月以内
	12 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、以下の（1）又は（2）の業務に関し、法令に違反するなど不正又は不誠実な行為等をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 （1）本市契約に関するもの （2）（1）以外で神奈川県内及び東京都内に関するもの	当該認定をした日から 2か月以上9か月以内 1か月以上6か月以内
	13 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内

	<p>14 本市業務に関し、入札談合に関する情報があった場合における事情聴取に応じない又は誓約書を提出しないなど、「談合情報対応マニュアル」に基づく本市職員の指示に従わないとき。</p>	<p>当該認定をした日から6か月以上12か月以内</p>
	<p>15 本市発注の競争入札において、正当な理由なく指定された期限までに本市が指定した参加資格の確認書類を提出しないとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上6か月以内</p>
	<p>16 本市発注の低入札価格調査の対象工事又は業務委託において、調査の対象となった者が調査に協力しないとき、又は正当な理由なく指定された期限までに本市が指定した必要書類を提出しないとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上6か月以内</p>
経 営 不 振	<p>17 不渡手形を出し又は銀行取引停止となるなど倒産状態に陥り、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から経営状態が安定したと認められる日まで</p>
	<p>18 前号に掲げる場合のほか、経営状態が不安定で契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から経営状態が安定したと認められる日まで</p>

別表第3

	措置要件	期間
暴力団等	1 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号。以下「条例」という。）第2条第1号から第3号及び同条第5号に該当すると認められるとき。	当該認定をした日から12か月を経過し、かつ改善したと認められる日まで
	2 神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項に違反したと認められるとき。	当該認定をした日から6か月
	3 有資格者又は有資格者の経営に事実上参加している者が条例第7条に規定する暴力団等と密接な関係を有すると認められるとき。	当該認定をした日から3か月を経過し、かつ改善したと認められる日まで
	4 本市契約の履行にあたって、条例第2条第1号又は条例第2条第3号に規定する暴力団員等から暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第9条に規定する暴力的要求行為を受け、又は正当な理由がなく履行の妨げとなる行為を受けていたにもかかわらず、本市又は警察に通報しなかったと認められるとき。	当該認定をした日から3か月

川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱運用指針

(令和2年12月25日最終改正)

この運用指針は、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱（以下「要綱」という。）に定める別表等の取扱いを定めるものとする。

1 措置要件の取扱い（別表第1関係）

〔虚偽記載〕

- (1) 競争入札参加資格申請、一般競争入札及び公募型指名競争入札における申請書等に虚偽の記載をした場合とする。
- (2) 虚偽記載に関連して、私文書偽造等の罪により逮捕等された場合には、別表第2の「不正又は不誠実な行為等」を適用する。

〔過失による粗雑工事等〕

- (1) 「粗雑工事」とは、工事の目的物にかしがある状態をいう。
- (2) 「かしが重大である」とは、施工上の過失が重大であるとき、公衆に死傷者を生じさせたとき又は重大な損害を与えたとき、あるいは重大な損害を与えるおそれがあるとき等をいい、「かしが重大であると認められるとき」とは、原則として、建設業法に基づく監督処分がなされたときとする。
- (3) この項の措置要件としては、過失のあるものを対象とし、不可抗力、例えば、現在の技術水準ではおおよそ予測することができないような事態の発生、設計図書又は監督職員の誤った指示に基づくもの等については、原則として措置の対象としない。

〔故意による粗雑工事等〕

- (1) 契約規則第2条第1項（地方自治法施行令（以下「令」という。）第167条の4第2項第1号）に該当する事案を対象とし、措置期間については、〔過失による粗雑工事等〕の措置基準の取扱いに準じてその都度決定するものとする。

〔契約違反〕

- (1) この項の措置要件としては、種々の契約違反が考えられるが、違反の事実のみでなく、信頼関係の破壊、監督、検査業務の阻害など契約の相手方として不相当であると認められる場合等を対象とする。

なお、一般工事等については、市として契約違反の事実を確認し難いので措置の対象としない。

- (2) 契約規則第2条第1項（令第167条の4第2項第6号）に該当する事案はこの項の対象とする。

〔特定工事請負契約及び特定業務委託契約違反〕

- (1) 特定工事請負契約及び特定業務委託契約とは、契約条例（以下、「条例」という。）第7条第1項第1号及び2号の契約をいう。
- (2) この項の措置要件としては、条例第10条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料を提出し、同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、これらの違反に係る是正措置を講じず、又は是正の報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合を対象とする。

〔契約不履行等〕

- (1) 契約規則第2条第1項（令第167条の4第2項第5号）及び同条第2項に該当する事

案を対象とする。

[安全管理の措置が不適切による事故]

- (1) 第9号は、本市契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合、第9号は、一般工事において、同様の事態を生じさせた場合で、当該事故が重大であると認められることを措置要件とする。
- (2) 第11号は、本市契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため工事関係者等に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合、第12号は、一般工事において、同様な事態を生じさせた場合で、当該事故が重大であると認められることを措置要件とする。
- (3) 「安全管理の措置が不適切による事故」とは、契約の相手方として、当然払わなければならない注意を怠り、そのために事故を発生させ、公衆又は工事関係者等の生命、身体に危害を及ぼした場合及び日常の生活権を著しく侵害した場合等の事故を対象とする。
なお、指名停止の措置は、早急に行うことが望ましいが安全管理について、善良なる管理を怠った事実を確認すること等が困難なものについては、関係庁の処分をまって決定できるものとする。
- (4) 「死亡」とは、事故発生より48時間以内に死亡した場合、「負傷」とは、入院加療及び通院加療を要する場合をいう。
- (5) 「施工に当たり」とは、単に工事現場のみに限定する必要はなく、資機材排土等の運搬中あるいは土捨場、資材置場におけるものなどを含めた広い概念としてとらえるものとする。
- (6) 「事故が重大であると認められるとき」とは、安全管理の過失の程度が重大であるとき、又は多数の死傷者を生じさせたとき等がこれに該当することとなるが具体的には個々のケースに即して判断するものとする。
- (7) この項の措置要件としては、安全管理の措置が不適切であったことを要件としているので、いわゆる自損事故や不可抗力による事故は含まないものとする。

2 措置要件の取扱い（別表第2関係）

[贈賄]

- (1) 贈賄は、悪質な反社会的行為であり、企業の経営姿勢に係わる問題でもあるので、全国的な対応とする。
- (2) 「代表権を有すると認めるべき肩書」とは、専務取締役以上の肩書をいうものとする。
- (3) 「一般役員等」とは、代表権のない常務取締役、取締役、支店長、営業所長等をいうものとする。

[独占禁止法違反行為]

- (1) 独占禁止法第3条に違反した場合（独占禁止法第7条の7第1項の適用を受けた場合を含む。）は、次のアからエまでに掲げる事実のいずれかを知ったとき、指名停止措置を行うものとする。
 - ア 公正取引委員会から排除措置命令が出されたとき
 - イ 公正取引委員会から課徴金納付命令が出されたとき
 - ウ 公正取引委員会から刑事告発がなされたとき
 - エ 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が独占禁止法違反の容疑により逮捕されたとき
- (2) 独占禁止法第8条第1項に違反した場合は、公正取引委員会から課徴金納付命令が出されたことを知ったとき、指名停止措置を行うものとする。
- (3) 第4号及び第5号の措置要件に該当した場合において、公正取引委員会から課徴金減免

制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、この号前段の期間が第4号及び第5号に規定する期間の短期を下回る場合においては、要綱第4条第3項の規定を適用するものとする。

[建設業法違反行為]

(1) 建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるのは、原則として、次の場合をいうものとする。

ア 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、神奈川県内及び東京都内における建設業法違反容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

イ 建設業法の規定に違反し、監督処分がなされた場合（軽微なものは除く。）

[不正又は不誠実な行為等]

(1) 第10号は、契約規則第2条第1項（令第167条の4第2項第3号）に該当する事案を対象とする。

なお、本市業務以外に関する事案については、第12号（2）に該当するものとして取り扱う。

(2) 第12号は、原則として、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合を対象とし、役員や使用人の私的行為は含まれない。

(3) 第13号は、代表役員等が、私的に行った反社会性の強い犯罪行為に関する規定でありこれらの者の社会的責任に照らして、当該企業が公共工事等の受注者として、不相当であると判断される場合には、措置対象とする。

ただし、この適用に当たっては、事柄の性格上当該犯罪の容疑で検察官により起訴が相当であると判断された場合、又は禁固以上の刑、若しくは法律の規定による罰金刑を宣告された場合に限られるものとする。

[経営不振]

(1) 第14号及び第15号は、経営状態が正常とは認めがたい場合をいう。この場合においても契約の相手方として適当かどうかの判断をするものとする。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てをした有資格業者の指名停止を解除する時期は、裁判所の更生手続きの開始決定又は再生計画の認可の決定を受けてからとする。

3 措置要件の取扱い（別表第3関係）

[暴力団等]

この項の措置要件は、「川崎市暴力団排除条例に基づく排除措置連絡体制等に関する合意書」に基づき、神奈川県警察本部長に照会し、排除措置対象に該当する事実が判明した場合に措置するものとする。

4 措置期間の取扱い

(1) 措置期間については、別に定める措置基準によるものとするが、決裁日の翌日（午前0時）を始期として取扱うものとし、短期を起点とし事故等の内容により長期を限度に措

置するものとする。

- (2) 下請負人又は共同企業体の構成員が短期加重措置に該当するときは、元請負人又は共同企業体の指名停止の期間を超えてその指名停止の期間を定めることができるものとする。

5 その他

- (1) 共同企業体の指名停止は、その性格上通年型共同企業体に限り適用するものとする。ただし、随時型共同企業体の構成員であるそれぞれの有資格業者に対しては、通年型の場合に準じた取扱いをするものとする。
- (2) 措置基準1の(3)の括弧書き中「工事」とあるのは、「同一の工種」ということであり、また、1度目のときあらかじめ警告をしておくこととする。

措 置 基 準

別表第1関係

過失による粗雑工事等	1 本市契約		
	(1) 公衆に3名以上の死亡者を生じさせたとき。 (2) 公衆に死亡者若しくは多数の負傷者を生じさせ又は公衆に重大な損害を与えたとき。 (3) 検査結果が不良であったとき。(工事検査の場合は、評点が5.5点未満とされた工事を1か年に2度生じさせたとき。)	3か月以上 6か月以内 2か月以上 3か月以内 1か月以上 2か月以内	
	2 一般工事		
	(1) 公衆に3名以上の死亡者を生じさせたとき。 (2) 死亡者若しくは多数の負傷者を生じさせ又は重大な損害を与えたとき。	2か月以上 3か月以内 1か月以上 2か月以内	
契 約 違 反	3 本市契約		
	(1) 検査業務を阻害したとき。 (2) 下請代金又は公衆に与えた損害等に関する紛争の解決に誠意をもって当たらなかったとき。 (3) 現場管理に関し再度に渡る指摘にもかかわらず改善されなかったとき。 (4) 履行期限を遅延したとき。(工事以外の場合は2週間以上の遅延のとき。) (5) 別表第1第7号を除くその他契約条項に違反したとき。	2か月以上 4か月以内 1か月以上 2か月以内 2週間以上 1か月以内 2か月以上 4か月以内 2週間以上 4か月以内	
安全管理の措置が不適切による事故	公衆損害	4 本市契約	
		(1) 3名以上の死亡者を生じさせたとき。 (2) 死亡者若しくは多数の負傷者を生じさせ又は重大な損害を与えたとき。 (3) 負傷者を生じさせ又は損害を与えたとき。	3か月以上 6か月以内 2か月以上 3か月以内 1か月以上 2か月以内
		5 一般工事	
		(1) 3名以上の死亡者を生じさせたとき。 (2) 死亡者若しくは多数の負傷者を生じさせ又は重大な損害を与えたとき。	2か月以上 3か月以内 1か月以上 2か月以内

(安全管理の措置 が不適切による事 故)	工 事 関 係 者 等	6 本市契約	
		(1) 3名以上の死亡者を生じさせたとき。	2か月以上 4か月以内
		(2) 死亡者若しくは多数の負傷者を生じさせたとき。	1か月以上 2か月以内
	(3) 負傷者を生じさせ又は損害を与えたとき。	2週間以上 1か月以内	
		7 一般工事	
		(1) 3名以上の死亡者を生じさせたとき。	1か月以上 2か月以内
		(2) 死亡者若しくは多数の負傷者を生じさせたとき。	2週間以上 1か月以内

改正

平成24年12月14日条例第52号

川崎市暴力団排除条例

(目的)

第1条 この条例は、暴力団排除について、基本理念を定め、並びに市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、暴力団排除を推進するために必要な措置等を定めることにより、暴力団排除に関する施策の総合的な推進を図り、もって市民の安全で安心な暮らしの実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (4) 暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市民生活又は事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (5) 暴力団経営支配法人等 法人その他の団体(以下「法人等」という。)であってその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちに暴力団員等に該当する者があるもの又は暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するものをいう。

(基本理念)

第3条 暴力団排除は、暴力団が市民生活又は事業活動に不当な影響を生じさせる存在であるという認識の下に、暴力団を恐れないこと、暴力団に協力しないこと及び暴力団を利用しないことを旨として、市、他の地方公共団体、市民及び暴力団排除に自主的に取り組む団体が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、暴力団排除に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、暴力追放運動推進センター（法第32条の3第1項の規定により神奈川県公安委員会から指定を受けた者をいう。）との緊密な連携を図るよう努めるものとする。

3 市は、神奈川県が行う暴力団排除に関する施策について、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団排除に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(市職員等への不当な要求に対する措置)

第6条 市は、職員が暴力団員等による不当な要求に適切に対応するために必要な指針の策定、体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市の指定を受けたものをいう。以下同じ。）が公の施設の管理の業務において暴力団員等による不当な要求に適切に対応するために必要な指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市の契約事務における暴力団排除)

第7条 市は、公共工事の発注その他契約に関する事務の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの（法人等にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有するものをいう。）の市が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。

(給付金の交付における暴力団排除)

第8条 市は、補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金を交付する事業の実施により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

(公の施設の管理における暴力団排除)

第9条 市は、公の施設の管理を暴力団又は暴力団経営支配法人等に行わせてはならない。

2 市長、教育委員会及び指定管理者は、公の施設の利用等（利用、使用その他の当該公の施設において行う行為をいう。以下同じ。）が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すること

となると認められるときは、当該公の施設の利用等の許可等（許可、承認その他の処分をいう。以下同じ。）について定める他の条例の規定にかかわらず、当該他の条例の規定に基づく利用等の許可等をせず、又は利用等の許可等を取り消すことができる。

（市民に対する支援）

第10条 市は、市民が暴力団排除に積極的な役割を果たすことができるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

（広報及び啓発）

第11条 市は、市民の暴力団排除に関する理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

（国及び他の地方公共団体との連携）

第12条 市は、国及び他の地方公共団体と連携し、及び協力することにより、暴力団排除の効果的な推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月14日条例第52号）

この条例は、公布の日から施行する。

神奈川県暴力団排除条例

目次

- 第1章 総則（第1条～第7条）
- 第2章 暴力団排除に関する基本的施策（第8条～第15条）
- 第3章 暴力団事務所の開設及び運営の禁止並びに少年の健全な育成を図るための措置（第16条～第21条）
- 第4章 事業活動等における暴力団排除（第22条～第26条の2）
- 第5章 雑則（第27条～第31条）
- 第6章 罰則（第32条～第35条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、暴力団排除について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び事業者団体の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、暴力団排除に関する基本的な施策、少年（20歳未満の者をいう。以下同じ。）の保護及び健全な育成を図るための措置、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資する行為についての必要な規制その他暴力団排除を推進するために必要な事項を定めることにより、暴力団排除に関する施策の総合的な推進を図り、もって安全で安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより事業活動又は県民生活に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (5) 暴力団経営支配法人等 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者をいう。

(6) 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点となる施設又は施設の区画された部分をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団排除は、暴力団が事業活動又は県民生活に不当な影響を生じさせる存在であるという認識の下に、暴力団を恐れないこと、暴力団に協力しないこと及び暴力団を利用しないことを旨として、県、市町村、事業者、事業者団体、県民及び暴力団排除に自主的に取り組む団体が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、暴力団排除に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策の実施に当たっては、暴力追放運動推進センター(法第32条の3第1項の規定により公安委員会の指定を受けた者をいう。)との緊密な連携を図るよう努めるものとする。

3 県は、市町村が行う暴力団排除に関する施策について、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる取引を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者団体の責務)

第6条 事業者団体は、基本理念にのっとり、事業者自らがその事業活動に関し取り組むべき暴力団排除のための基準の作成その他の事業者による暴力団排除を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(県民の役割)

第7条 県民は、基本理念にのっとり、暴力団排除に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

第2章 暴力団排除に関する基本的施策

(職員等への不当な要求に対する措置)

第8条 県は、職員が暴力団等による不当な要求に適切に対応するために必要な指針の策定、体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。第11条第2項において同じ。)が公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。第11条において同じ。)の管理の業務において暴力団員等による不当な要求に適切に対応するために必要な指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県の契約事務における暴力団排除)

第9条 県は、公共工事の発注その他契約に関する事務の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有するものをいう。）の県が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。
（給付金の交付における暴力団排除）

第10条 県は、補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金を交付する事業の実施により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう必要な措置を講ずるものとする。
（公の施設の管理における暴力団排除）

第11条 県は、暴力団又は暴力団経営支配法人等にその設置する公の施設の管理を行わせてはならない。

2 知事、教育委員会及び指定管理者は、県が設置する公の施設の利用が暴力団の利益になると認められるときは、当該公の施設の利用の承認について定める他の条例（集团的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるときは、利用の承認をせず、又は利用の承認を取り消すことができる旨の定めのあるものを除く。）の規定にかかわらず、当該他の条例の規定に基づく利用の承認をせず、又は利用の承認を取り消すことができる。

（危害が及ぶおそれがある者の保護）

第12条 警察本部長は、暴力団排除の実施に取り組んだことその他の理由により、暴力団員等から生命、身体又は財産に対し危害を加えられるおそれがある者があるときは、当該危害を防止するため、警察官による保護の実施、当該保護の実施のために必要な体制の確立、必要な資機材の貸与その他の必要な措置を講ずるものとする。

（暴力団からの離脱促進）

第12条の2 県は、暴力団員の暴力団からの離脱を促進するため、関係機関等と連携を図りながら、暴力団から離脱する意思を有する者その他関係者に対し、情報の提供、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

（訴訟の支援）

第13条 県は、暴力団事務所の使用の差止めの請求、暴力団員等の犯罪行為による被害に係る損害賠償請求その他の暴力団員等に対する請求に係る訴訟であって、暴力団排除に資すると認められるものを提起し、又は提起しようとする者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うことができる。

（広報及び啓発）

第14条 県は、県民及び事業者の暴力団排除に関する理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

（国等との連携）

第15条 県は、国、他の地方公共団体、関係機関等と連携を図りながら協力することにより、暴力団排除の効果的な推進に努めるものとする。

第3章 暴力団事務所の開設及び運営の禁止並びに少年の健全な育成を図るための措置

(暴力団事務所の開設及び運営の禁止区域等)

第16条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲200メートルの区域内において、開設し、又は運営してはならない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校
- (2) 裁判所法（昭和22年法律第59号）第2条第1項に規定する家庭裁判所
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設及び同法に規定する児童相談所
- (4) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館
- (5) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (6) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により重要文化財に指定された建造物及び神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号）第4条第1項の規定により神奈川県指定重要文化財に指定された建造物
- (7) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設
- (8) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園
- (9) 更生保護法（平成19年法律第88号）第29条に規定する保護観察所
- (10) 少年院法（平成26年法律第58号）第3条に規定する少年院
- (11) 少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第3条に規定する少年鑑別所
- (12) 前各号に掲げるもののほか、特にその周辺における少年の健全な育成を図るための良好な環境を保全する必要がある施設として公安委員会規則で定めるもの

2 暴力団事務所は、前項に規定する区域のほか、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域の区域において、開設し、又は運営してはならない。

3 前2項の規定の施行又は適用の際現に運営されている暴力団事務所については、これらの規定のうち当該施行又は適用に係る規定は、適用しない。ただし、ある暴力団のものとして運営されていたこれらの暴力団事務所が、他の暴力団のものとして開設され、又は運営された場合は、この限りでない。

4 前3項の規定は、第1項若しくは第2項に規定する区域以外の区域において開設され、若しくは運営される暴力団事務所又は前項の規定により第1項

若しくは第2項の規定を適用しないこととされた暴力団事務所を開設し、又は運営する者に対する当該暴力団事務所の使用の差止めの請求、損害賠償請求その他の周辺住民の正当な権利の行使を妨げるものと解してはならない。

(暴力団事務所の使用禁止命令)

第16条の2 公安委員会は、前条第2項の規定に違反して暴力団事務所が開設され、又は運営されたときは、当該事務所を現に使用している者に対し、当該事務所を次の各号に掲げる用に供してはならない旨を命ずることができる。

- (1) 暴力団員の集合の用
- (2) 暴力団の会合、儀式、指揮命令、連絡の用
- (3) 凶器その他の犯罪の用に供されると認められる物件の製造又は保管の用
- (4) 前各号に掲げるもののほか、暴力団員の連絡場所、宿泊所その他の暴力団の活動の用

(禁止行為)

第17条 暴力団員は、正当な理由がある場合を除き、自己が活動の拠点とする暴力団事務所に少年を立ち入らせてはならない。

2 暴力団員は、少年有害行為（少年が犯罪による被害を受けること又は暴力団員がその活動に少年を利用することを特に防止する必要があるものとして公安委員会規則で定める行為をいう。）を少年に行う目的又は少年に行わせる目的で、少年に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 面会を要求すること。
- (2) 電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。
- (3) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ち塞がり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所の付近において見張りをし、又はこれらの場所に押しかけること。

3 前項第2号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

- (1) 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。次号において同じ。）の送信を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為を行うこと。

第17条の2 暴力団員は、暴力団の活動に利用する目的で少年を同行させてはならない。

2 暴力団員は、正当な理由がある場合を除き、少年に金銭、物品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(中止命令等)

第18条 公安委員会は、第17条第1項又は第2項の規定に違反する行為をした暴力団員に対し、公安委員会規則で定めるところにより、当該行為を中止することを命じ、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる。

2 公安委員会は、第17条第1項又は第2項の規定に違反する行為をした暴力団員が更に反復して他の少年に対しても当該行為をするおそれがあると認めるときは、当該暴力団員に対し、1年を超えない範囲内で期間を定めて、当該行為を防止するために必要な事項を命ずることができる。

(通報その他の措置)

第19条 何人も、少年が暴力団員等と交際しており、又は交際するおそれがあると思料するときは、状況に応じて、警察官への通報その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(警察官の措置)

第20条 警察官は、第17条第1項若しくは第2項若しくは第17条の2の規定に違反する行為が行われており、又は行われるおそれがあると認めるとき、前条の通報を受けたときその他少年が暴力団員等と交際しており、又は交際するおそれがあると認めるときは、その少年に対して暴力団員等と交際しないよう必要な指導をするほか、少年の健全な育成を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(情報提供その他の支援)

第21条 県は、県民及び事業者に対し、暴力団員等の行為による少年の被害を防止し、又は少年の暴力団員等との交際若しくは暴力団への加入を防止するために必要な情報の提供、助言、相談、啓発その他の必要な支援を行うものとする。

第4章 事業活動等における暴力団排除

(契約の締結における事業者の責務)

第22条 事業者は、その事業に係る取引が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあると思料するときは、当該取引の相手方、当該取引の媒介をする者その他の関係者が暴力団員等又は暴力団経営支配法人等でないことを確認するよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業に関して書面による契約を締結するときは、その契約書に、当該契約の履行が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することが判明したときは当該契約を解除することができる旨を定めるよう努めるものとする。ただし、当該契約の履行が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがないことが明らかなきときは、この限りでない。

3 事業者は、前項の規定により契約書においてその契約を解除することができる旨を定めた場合において、当該契約の履行が暴力団の活動を助長し、又

は暴力団の運営に資することが判明したときは、当該契約の定めに従い、当該契約を解除するよう努めるものとする。

(利益供与等の禁止)

第23条 事業者は、その事業に関し、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 暴力団の威力を利用する目的で、金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。

(2) 暴力団の威力を利用したことに関し、金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。

2 事業者は、その事業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対して出資し、又は融資すること。

(2) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等から出資又は融資を受けること。

(3) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に、その事業の全部又は一部を委託し、又は請け負わせること。

(4) 暴力団事務所の用に供されることが明らかな建築物の建築を請け負うこと。

(5) 正当な理由なく現に暴力団事務所の用に供されている建築物(現に暴力団事務所の用に供されている部分に限る。)の増築、改築又は修繕を請け負うこと。

(6) 儀式その他の暴力団の威力を示すための行事の用に供され、又は供されるおそれがあることを知りながら当該行事を行う場所を提供すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。

3 何人も、前2項の規定に違反する事実があると思料するときは、その旨を公安委員会に通報するよう努めなければならない。

(利益受供与等の禁止)

第24条 暴力団員等又は暴力団経営支配法人等は、情を知って、前条第1項若しくは第2項の規定に違反することとなる行為の相手方となり、又は当該暴力団員等が指定したものを同条第1項若しくは第2項の規定に違反することとなる行為の相手方とさせてはならない。

2 何人も、前項の規定に違反する事実があると思料するときは、その旨を公

安委員会に通報するよう努めなければならない。

(宅地等の譲渡等の制限)

第25条 県内に所在する宅地（建物の敷地に供せられる土地をいう。）又は建物（建物の一部を含む。）（以下「宅地等」と総称する。）の譲渡、交換又は貸付け（地上権の設定その他他人に宅地等を使用させることを含む。以下この条において「譲渡等」という。）をしようとする者は、その相手方に対し、書面又は口頭で、当該宅地等を暴力団事務所の用に供しない旨を確認するよう努めるとともに、当該宅地等の譲渡等に関して書面による契約を締結するときは、その契約書に、当該宅地等を暴力団事務所の用に供してはならない旨を定めるよう努めなければならない。ただし、暴力団事務所の用に供されるおそれがないことが明らかな宅地等の譲渡等にあつては、これらの措置を講ずることを要しない。

2 何人も、宅地等が暴力団事務所の用に供されることを知りながら、当該宅地等の譲渡等をしてはならない。

(宅地建物取引業者による助言等)

第26条 宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者をいう。）は、宅地等の売買若しくは交換又は宅地等の売買、交換若しくは賃借の代理若しくは媒介をしようとするときは、その取引の関係者に対し、宅地等の取引における暴力団排除に関し、必要な助言をしなければならない。

2 何人も、宅地等が暴力団事務所の用に供されることを知りながら、当該宅地等の売買、交換又は賃借の代理又は媒介をしてはならない。

(名義利用等の禁止)

第26条の2 暴力団員は、自らが暴力団員である事実を隠蔽する目的で、他人の名義を利用してはならない。

2 何人も、暴力団員が前項の規定に違反することとなることの情を知って、自己又は他人の名義を暴力団員に利用させてはならない。

第5章 雑則

(調査及び立入り)

第27条 公安委員会は、第16条第2項の規定に違反して暴力団事務所が開設され、又は運営されていると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、暴力団員その他関係者に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に同項に規定する区域内の建物に立ち入り、物件を検査させ、若しくは暴力団員その他関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 公安委員会は、第17条第1項若しくは第2項、第23条第1項若しくは第2項、第24条第1項、第25条第2項、第26条第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定に違反する行為をした疑い（第25条第2項の規定に違反する行為をしようとしている疑いを含む。）があると認められる者その他の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、その違反の事実（同項の規定に違反する行為をしようとしている疑いがあると認められる場合にあっては、当該行為をしようとしている事実）を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

（勧告）

第28条 公安委員会は、第23条第1項若しくは第2項、第24条第1項、第25条第2項、第26条第2項又は第26条の2第1項若しくは第2項の規定に違反する行為があった場合において、当該行為が暴力団排除に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該行為をした者に対し、必要な勧告をすることができる。

2 公安委員会は、第25条第2項の規定に違反する行為がされようとしている場合において、当該行為が暴力団排除に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該行為をしようとしている者に対し、必要な勧告をすることができる。

（公表）

第29条 公安委員会は、必要があると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、次の各号のいずれかに該当する者の氏名又は名称、違反の事実その他の公安委員会規則で定める事項を公表することができる。

(1) 正当な理由なく第27条第4項に規定する説明若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の説明若しくは資料の提出をした者

(2) 正当な理由なく前条第1項の規定による勧告に従わなかった者

(3) 正当な理由なく前条第2項の規定による勧告に従わないで第25条第2項の規定に違反した者

2 公安委員会は、前項の規定により公表しようとするときは、公安委員会規則で定めるところにより、あらかじめその者に意見を述べる機会を与えなければならない。

（行政手続条例の適用除外）

第30条 第18条第1項の規定による命令については、神奈川県行政手続条例（平成7年神奈川県条例第1号）第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。

（委任）

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

第6章 罰則

（罰則）

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第16条第1項の規定に違反して、暴力団事務所を開設し、又は運営した者

(2) 第16条の2の規定による命令に違反した者

第33条 第18条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第34条 第27条第1項に規定する説明若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の説明をし、虚偽の資料を提出し、若しくは同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第35条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において公安委員会規則で定める日から施行する。

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。